

去る 2 月 27 日（木）午後、図書館 4 階の大会議室で団体交渉に臨みました。参加者は大学側は関事務局長（労務担当理事）、関崎総務企画部長、水口人事課長、浅野資産運用管理課長、小沢厚生労務室長の 5 名（他陪席 9 名）、組合側は執行委員 8 名、他 6 名の計 14 名でした。

今回の団体交渉を一言で称するなら、やりかけの団体交渉だと言えるでしょうか。北大職組 Web サイトで団体交渉申込書をご覧いただくとおわかりのように、組合は 9 つもの項目について交渉を申し込んでおり、予定されていた 1 時間半（10 分ほど延びましたが）の中で全部をやりこなせるわけで到底ないことは元々明白だったわけですが、さらに実際には②までしか扱えませんでした。

やりかけと言いたいもう 1 つの理由は、実は団体交渉を行なう土台のところでの問題が浮上してきているから、です。本年度では前回（2019 年 12 月）の団体交渉の際に既に問題として浮上していたのですが、具体的に言うと、職務専念義務、及びその免除、というのが問題の焦点となる事柄です。

この問題については、多くの大学では就業規則の中に関連する規定があり、それに従って職員は、勤務時間中に組合側の立場で団体交渉に参加する場合には、通常の業務時には求められている職務専念義務を免除される（つまり、交渉時間の間は欠勤扱いにならない）、というのが一般的な取り扱いなのですが、しかし北大の就業規則などには関連する規定がありません。そして前回の団体交渉の際、大学側は組合側参加者に対して「休暇を取得して団体交渉に参加していただきたい」という趣旨のことを伝えてきました。だが、それはおかしいだろう、というのが我々組合の立場です。団体交渉の実施は法律で当然に認められた権利であり、その権利を行使するために参加者各人が、個々人がリフレッシュなどのために取得するのが本来であるはずの休暇を取得するのは、どう考えてもおかしいと思われまます。職務専念義務関連のこの問題については団体交渉とは別の形で、大学側と組合側の間で協議を行なうことが決まりました。

ということで、団体交渉申込書の③の非正規雇用者の待遇改善など、早急な議論が必要な重要課題がまだまだたくさん残っています。また、①～②もすべて終わりというふうにはなっていません。遠からず開催されるべき団体交渉に、より多くの方にご参加いただきたい、と我々執行委員会は切望しております。志ある方々はぜひ交渉にご参加ください！ 何とぞよろしく願いいたします。

m(_)_m（書記長・戸田 聡）